

議案第 1 号

埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定
について

埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定いたしたい。

平成29年2月9日 提出

埼玉中部資源循環組合
管理者 新井保美

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の
福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により条例の改正をいたしたため

埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者（以下この項において同じ。）」に、「当該要介護者を介護」を「当該要介護者を介護する」に改め、「をいう。）における」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」とを加え、「、当該子を養育」を「、当該子を養育する」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条第4項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

（組合規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

1 趣旨

働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により、条例の改正を行う。

2 介護休暇の分割、介護時間の新設等

(1) 介護休暇の分割

介護休暇を請求できる期間を3回まで分割取得できる。

(2) 介護時間の新設

連続する3年期間内で、1日につき2時間以下の介護時間を認める。

(3) 介護を行う職員の時間外勤務の免除

時間外勤務について、免除を可能とする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

埼玉中部資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第8条 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前3項</u>の規定は、第15条第1項に規定する<u>要介護者(以下この項において同じ。)</u>を介 <u>護する職員</u>について準用する。この場合において、第1項の「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が規則で定めるところにより、<u>当該要介護者を介護する</u>と、「深夜における」とあるのは、「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより、当該子の養育する</u>」とあるのは、「<u>要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項においては同じ。)</u>が規則で定めるところにより、<u>当該要介護者を介護する</u>」と、前項中「小学校就学の始</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)</u>を介 <u>護する職員</u>について準用する。この場合において、第1項の「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が規則で定めるところにより、<u>当該要介護者を介護</u>」と、「深夜における」とあるのは、「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と</p> <p>_____、前項中「小学校就学の始</p>

期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 略

第8条の3～第10条 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

第12条～第14条 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育_____」とあるのは、「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護_____」と読み替えるものとする。

5 略

第8条の3～第10条 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇_____及び組合休暇とする。

第12条～第14条 略

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が_____配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの_____の介護をするため、_____

_____勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

<p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間</u></p> <p>_____</p> <p>_____内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 略</p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p><u>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p><u>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 介護時間については、埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(組合休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第15条第3項の規定は、組合休暇について準用する。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇、介護時間</u>及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるも</p>	<p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(組合休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前条第3項</u>の規定は、組合休暇について準用する。</p> <p>(病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇</u>及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるも</p>
--	--

<p>のを除く。)、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>第18条・第19条 略</p>	<p>のを除く。)、介護休暇_____及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>第18条・第19条 略</p>
---	--